

参考資料4-3 国が行った事前協議の概要

| 事前協議項目                   | 窓口   | 国が行った事前協議内容  | 選定事業者が行う手続   |
|--------------------------|--|--|--|
| 建築基準法                    | 東京都<br>都市整備局市街地建築部<br>建築指導課  | 新庁舎を用途上不可分・別棟で計画する旨を協議した。  | 東京都と協議を行い、確認申請及びその他届出等を行う。   |
| 建築バリアフリー条例               | 東京都<br>都市整備局市街地建築部<br>建築指導課  | 既存棟には適用が及ばない旨を確認した。(保育所改修部は申請対象)   | 東京都と協議を行い、届出等を行う。  |
| 東京福祉のまちづくり条例             | 千代田区<br>景観まちづくり推進部<br>建築審査課  | 既存棟には適用が及ばない旨を確認した。(保育所改修部は申請対象)   | 千代田区と協議を行い、届出等を行う。   |
| 東京都景観条例に基づく届け出または事前協議の提出 | 東京都<br>都市づくり政策部<br>緑地景観課   | PFI法に基づく事業であっても、「景観基本軸」及び「景観形成特別地区」外であるため、都市再開発手法を用いない限りは条例の対象外であることを確認した。   | 条例の対象となった場合は、事業者は東京都と協議を行い、届出等を行う。                                   |
| 千代田区景観まちづくり条例            | 千代田区<br>景観まちづくり推進部<br>景観地区担当課  | 要求水準の確認を行い問題が無いことを確認した。  | 条例の内容は時期により改定される可能性があるため千代田区との協議を行い、条例に係る行為の届出等を行う。                  |
| 開発許可                     | 千代田区<br>環境まちづくり推進部<br>建築審査課  | 建築物と不可分な一体の工事(基礎打ち、土地の掘削等)による切土盛土、車道から敷地内へ入るための出入口の新設(歩行者通路・車路等)及び植栽の整備に伴う擁壁の切土・盛土では、開発許可は不要の旨を確認した。<br>開発行為となった場合の公園等の設置は、都市計画法施行令第25条第1項6号ただし書き適用により不要。                                  | 左記協議内容以外に、事業者の計画内容により開発許可が必要となる可能性があるため、事業者は必要に応じて、千代田区と協議を行う。       |
| 電波伝搬障害                   | 総務省<br>関東総合通信局<br>陸上第一課  | 平成31年3月8日現在の重要無線の使用状況において、計画地北側の、地上188m付近、及び計画地南側の地上167m付近に、電波障害防止区域に係る重要無線があるが、新庁舎の高さに関する要求水準が「TP+90.79m以下」であるため、工事中のクレーンの高さを含めた新庁舎等の高さがおおよそ160m未満であれば、届出後に電波伝搬障害の無い通知を受け取る可能性が高いことを確認した。 | 重要な電波の使用状況は時間を経て変更になる可能性があるため、事業者は総務省に確認を行う。<br>また、事業者は法に係る行為の届出を行う。 |
| 航空灯火の設置                  | 国土交通省<br>東京航空局<br>航空灯火電気技術部  | 航空障害灯の設置について協議を行った。高さ100mを超えなければ霞が関ビルの航空障害灯で新庁舎は免除可能であることを確認した。  | 国土交通省と協議を行い、設計および必要な調査等を行う。  |
| 埋蔵文化財調査                  | 東京都埋蔵文化財センター<br>調査研究部 調査課<br>東京都<br>教育庁教育支援部管理課<br>埋蔵文化財担当<br>千代田区<br>地域復興部文化振興課 | 埋蔵文化財の発掘調査については、東京都埋蔵文化財センターが行う旨を協議した。   | 千代田区との協議を行い、条例に係る行為の届出等を行う。  |
| 新庁舎の出入口設置位置等             | 警視庁<br>麹町署交通課(及び本庁)  | 車両出入口位置は、参考資料4-2の位置で協議を行った。  | 警視庁と協議等を行い、設計および必要な調査等を行う。   |
| 土砂災害防止法に基づく特定開発許可        | 東京都建設局河川部<br>市街地整備部 区画整理課<br>宅地造成担当  | 保育所が制限用途に該当するため、土地の区画形質の変更が伴う場合は、許可が必要となる旨を確認した。   | 条例の対象となった場合は、事業者は東京都と協議を行い、届出等を行う。                                   |
| 区道151号の廃道に伴う人孔の占用手続きについて | 東京都下水道局  | 区道151号内のたて坑について、地下利用の制限、及び地上部の年一回以上の清掃作業許可について確認した。  | 東京都と協議を行い、占用条件について確認すること。  |